

答弁書第四七号

内閣参質第三五号

昭和二十五年三月三十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武殿

参議院議員大島農夫雄君提出旧軍事施設物件拂下処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大島農夫雄君提出旧軍事施設物件拂下処理に関する質問に対する答弁書

(一) 旧軍事施設及び物件の拂下状況と売拂代金の徴収状況は、左記の通りである。

記

種目	数量	価格	売拂代金収納済額	収納未済額
土地	一六、三〇、四六〇 <small>坪</small>	三四三、三五五、五七二 <small>円</small> 九四	六六、六〇九、八五六 <small>円</small> 八九	一四六、四四五、七三〇 <small>円</small> 九
立木竹	一、二四八 <small>木</small> 三、一九五、〇〇八 <small>石</small> 四、五七九 <small>束</small>	六二、六一、五〇三 <small>円</small> 六三	九一、九七八、三八一 <small>円</small> 六七	九七〇三、三二六
建築物	二、二二五、〇三四 <small>坪</small>	一、四三三、〇三二、一〇六 <small>円</small> 八三	八五九、六五三、四〇五 <small>円</small> 五七	五七二、三七八、七〇二 <small>円</small> 二六
工作物	—	一〇三、八五七、五二七 <small>円</small> 七三	九八、二〇七、五五四 <small>円</small> 八八	四四、六四九、九六三 <small>円</small> 三五
機械器具	四、六七七 <small>台</small>	四三、七〇四、〇五四 <small>円</small> 九四	二五、三九一、〇三五 <small>円</small> 六	一八、三三三、〇一九 <small>円</small> 三
船舶	三、二九二 <small>台</small>	二九二、四五〇、七七三 <small>円</small> 九〇	一九、九三七、六三四 <small>円</small> 六四	九三、五二三、一四八 <small>円</small> 三六
計		二、一七六、〇七〇、九二七 <small>円</small> 九七	一、二九三、〇七六、七〇八 <small>円</small> 二	八八三、九九三、七六七 <small>円</small> 一九

備考

(イ) 本調は、昭和二十四年三月末日現在のものである。

(ロ) 代金取收済に相当する数量及び収入未済に相当する数量は、調査未了である。

(二) 川軍用施設等の抵下の内容に關し、その全ぼうを周知せしめるため、これを公表することは極めて望ましいことであるが、何分にも數量がぼう大であつて売拂件数が極めて多數にのぼるので、個々の内容についてその都度公表することは、事務的に極めて繁瑣である。しかしながら、統計的な數字をもつて適當な機会に公表することについては、従來もその資料を中央及び地方の新聞社その他に提供してあり、また、今後も継続する考であるとともに、財産整理が相當程度進捗したときにおいては、その統計実績を公表することも考えている。

(三) 売拂代金の收納未済になつている原因は、公共団体にあつては、予算的措置未了によるもので、その他のものにあつては、金融難に基因するもの或は旧住宅営団等現に清算中であるため徴收に至らないものが主なものであるが、これら未納金に對しては、従來から鋭意督促を重ねて來たので、最近においては減少の一途にある実情で、再三督促を加えても納入しないものについては法務府へ取立方を提訴するか、事情によつては売買契約を解除する等の措置を採つている。

(四) 国有財産の事実上の管理処分は、各地方の財務部長が相當している關係から、二三の財務部に於いては、特に監察係を設け常時職員の監査を行つてあり、又財務部の主腦者等がその管内の出入に出張する際には、管理処分上の監督を勵行している等常に不正防止のために万全の注意を拂つてゐるので、今後各財務部に特に監察專担の人員を配置し不正防止に万全を期したい考である。

(五) 茨城県稲敷郡阿見町所在旧霞ヶ浦海軍航空隊の施設に屬する地下ケーブル線は、野原貞次郎一

○七名が連署をもつて電燈新設の用に使用する理由で拂下の申請をしたので調査したところ同人等の居住する場所は無電化村であり、且つ、その当時関東配電でも資材難の折柄当該資材を早急に役立たせることが日本再建の一助になると認め、取りあえず発掘することを承認し、正式売拂をせずして保管(使用)を許可したものである。

然るに、関東配電では、資材の融通がついたため会社所有の資材をもつて設備を完成し、保管者において本物件が不用に歸したので、これを現金化し、政府に対する支拂金に充当すべく保管していた処、たまたま出先機関の事務担当官が脳炎で急病死する一方拂下申請者の一員たる岩本、山口両氏よりの告訴があつたので、当局においても甚だ遺憾とし、當時檢察庁当局とも連繫を保ち絶えず事件の推移を注視し、事件の解決を俟つて処理する見込でいたが、今日に至るも未解決であるため、本月に至り過去の保管(使用)料金に相当する弁償金(一〇、四四三円)と当該物件の売拂代金(四一、六九四円)を徴収すべく手続を完了した。